

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録 (生活福祉課)

日時：平成27年3月17日(火) 午後2時40分～午後3時20分
於：四條畷市上下水道局 大会議室

<出席委員> 小寺委員長(議長)、北川委員(副議長)、山上委員、石井委員、湯元委員、守屋委員、矢田委員、福田委員、平山委員、原委員、海老名委員、鈴木委員、香山委員、森委員、本出委員(順不同)

事務局 それでは、なわてみんなの福祉プランに係る平成26年度の取り組み進捗状況についての説明を致します。事前にお送りしましたなわてみんなの福祉プランに係る26年度の取り組みについてという資料をお手元にご用意ください。では、資料に添いまして説明を致します。26年度の取り組みについて、前回の7月に開催致しました検討委員会で今年度の取り組みについての方向性を示しまして、それに対しての実績という形の資料です。では、説明致します。基本目標1、地域福祉への意識の醸成、1地域の交流の推進、地域の福祉活動について、必要な調整を図り情報の一元化に努めるとともに、わかりやすい情報提供を行いますとしまして、市には「ボランティア・NPO法人・市民活動団体等活動情報一覧」があり、ボランティアやNPO法人などの四條畷市内の情報を一元管理し、地域協働課でこれを作成しております。その中で「保健医療または福祉の推進をはかる活動」を行う個人・団体の数の増加をなわてみんなの福祉プランでは目標に掲げ、平成26年の4月1日現在で60団体でしたが、27年の3月5日には63団体に増えました。新規で登録いただいた団体さんは smile×smile プロジェクトさんとクレヨン・リンクさん、なわて音楽サロンさんです。今後も地域福祉の推進をはかる活動を行う団体を把握して、登録の推進をしていきたいと思っております。2番目、地域福祉の理解の促進。地域における支え合いによる地域福祉について啓発を行います。地域福祉の意識を高めるには、近所付き合いや地域での助け合いの大切さを理解してもらう必要があります。今年度は、広報誌にて地域福祉について特集し、地域での活動を広く市民の方に広報するとの取り組みでしたが、地域福祉の一つの課題として民生委員さんや地区福祉委員会さんなど普段地域福祉活動に関わる方だけでなく、このような活動に参加したことのない一般の住民の方にも地域福祉、地域の中での

助け合いや支え合いの大切さを認識していただくにはどうしたらいいかということが課題で挙がっていましたが、今回の実績としまして市の広報誌の10月号で地域福祉に関わる活動を集めました。岡山地区福祉委員会の皆様にご協力を仰ぎ、小地域ネットワークの高齢者対象のサービスの特集を組ませていただきました。その特集の記事内容が別添資料1に付けてあります。資料1の2段目、地域ではかつてはあった住民相互の支え合いと地域力の低下が指摘されています。子育て中でも障がいがあっても高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにはお互いを理解し住民同士で支え合うことが大切です。住民だれもが助けることも助けられることもできる温かみのある地域づくりの第一歩として小地域ネットワークに参加してみたいかというので、この特集を見て今までその様な地域活動を全然ご存じなかった方々が一地域での支え合い助け合いの大切さを認識していただける一つの機会になったのではないかと考えています。次、資料の2ページ目の2、ボランティア・NPO活動等の支援。福祉コミュニティセンターを拠点に、福祉団体の活動場所を提供し、活動支援を行います。高齢者、障がい者及び児童等の社会参加を促進するとともにボランティア活動の育成を目的として、福祉コミュニティセンターを設置・運営しています。今年度は、福祉コミュニティセンターの周知を行い、利用件数の増加を図るということで、今年度の実績としまして平成25年度が1168件だったのが、26年度の今年2月末現在1126件で年度末の予測値は1228件です。26年度からコミュニティセンターのホームページをリニューアルして利用率の向上を図りました。今後も福祉コミュニティセンターを活用し、ボランティア活動を支援してまいります。次に、福祉基金助成金により福祉活動を行う団体の事業運営を支援するとして、福祉資金助成金の活用により市内で活躍する福祉団体を支援することで積極的な福祉活動の振興を図るということで今年度福祉基金助成金を活用し、交付決定をいたしました団体を以下に挙げさせていただきます。3ページ目、基本目標3、地域での支え合いの充実、2相談に結びつけるための支援の充実、CSWと各地区のサロン活動のつながりがもてるよう、交流機会の創出に努めますとして、地域での支え合い、助け合いの意識を醸成するには地域のサロンなどを開催している場所へ出向き、地域福祉について改めて周知を行うとともに、市が配置する地域福祉の担い手であるCSWと各地区のサロンとの連携を推進

する必要があります。具体的には小地域ネットワークで開催するサロンへの参加を予定し、小地域ネットワークとCSWとの連携に努めます。また小地域ネットワークの19地区それぞれの特色を理解し、四條畷市地域福祉連絡協議会で共有するというので、今年度の実績は、地区福祉委員会が22地区配置されており小地域ネットワークを実施している地区が19地区ございます。その中で19地区全て今年度回りたいとの目標を掲げていましたが、他の業務との日程調整の中で27年の3月5日現在、13地区の小地域ネットワークに参加することができました。未参加の地区についても3月4月と少し未定の地区もありますが今後順次訪問をさせていただき、地区の特色についての理解を深めたいと考えています。これについても地域福祉連絡協議会という地域福祉に関わる関係機関を集めた庁内の連絡機関がありますが、こちらで各地区の小地域ネットワークの実情として報告を致しました。続きまして、3災害対策の推進と避難行動要支援者の支援体制の強化。避難行動要支援者名簿の整備及び定期的な更新等の管理や避難支援等関係者との情報共有を行い、発災時に有効に活用される体制づくりを進めますとの項目が地域福祉計画の中にあり、この項目については第3期地域福祉計画の重点的な取り組みとして掲げております。今年度の実績、市内部の情報を利用し、避難行動要支援者名簿を作成しました。また、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、名簿に掲載する項目や名簿の配布及び管理方法を記載した四條畷市避難行動要支援者支援プランを3月中に策定する予定です。こちらについては別添資料の2番目をご覧ください、避難行動要支援者支援プランについてということで記しております。平成25年の8月に災害対策基本法の改正がありまして、個人情報収集についてと個人情報の提供について書かれております。従来なら四條畷市個人情報保護条例よりと書いてあるのですが実施機関が個人情報を収集するときは個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で本人から収集する。収集された個人情報は、実施機関が収集された目的以外に利用すること及び当該実施機関以外のものに提供してはならないというのが大原則でした。障がい福祉サービスを利用するために集められた情報と介護保険サービスを利用するために集められた情報とを、同じ市役所内であっても共有することができない、目的が違うので共有できないということがあり目的以外には利用してはならないのが大原則だったのですが災害対策基

本法の改正により市町村長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する情報を利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるという一文ができ、障がい福祉サービスを利用するために集められた情報や介護保険サービスを利用するために集められた情報を避難行動要支援者名簿という形で作るためであれば、内部で利用しても構わないという改正がございました。2ページの図プランの2をご覧ください。避難行動要支援者が四條畷市地域防災計画の中で規定されています。2番の個人情報の提供についても改正により平常時避難行動要支援者名簿に記載された情報を提供することについて、本人の同意が得られた場合は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し予め情報を提供することができることと、災害時においては災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他のものに対して、名簿情報を提供することができる。災害時においては本人の同意を得ることを要しない。避難支援の実施に必要な範囲で本人の同意を得ることを要せずに避難支援等関係者その他のものに対して名簿情報を提供できるという改正がありまして、秘密保持義務についても名簿情報の提供を受けた方に対して守秘義務を課すという内容が新たに盛り込まれています。この災害対策基本法の改正により平成26年の4月からこの避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務となっています。この名簿を今年度作成致しました実績と、次のページ、避難行動要支援者名簿を作成し、作成した名簿をどのように活用するのかが国のガイドラインで示されたことになるのですが、避難行動要支援者名簿を内部で共有致しまして避難行動要支援者名簿に記載された方に、予め名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意するか否かという意志の確認を市町村が行い、避難支援等関係者に情報提供することに同意された方については避難支援等関係者に名簿情報を提供して共有します。共有された名簿は、名簿の情報を元に個々の状況に応じた個別計画を策定致します。これが国のガイドラインで示された枠となっておりまして、このような形のシステムを各市町村で全体計画という形で策定をしてくださいと国のガイドラインで示されております。この市町村で作成する全体計画を3月中に策定ということで最終調整を行っている段階です。次のページが、なわて災害時地域支え合い制度フ

ロー図で、四條畷市に置き換えた説明用のフロー図を作成しております。旧制度との比較を見て頂きたいのですが、旧制度のほうが災害時要援護者支援制度という制度であり、手上げ方式で対象者の方については市役所に登録証を出していただき、登録された方の情報を共有機関に提供するという流れでした。旧制度の登録者数を増やすことが、検討委員会でも目標に掲げていたことで、旧制度は対象者の方が自ら市役所に登録をされるのを待つ制度でしたが、この災害対策基本法の改正に伴い新しい制度ができますので、その辺りで手上げ方式から同意方式に変わり、対象者の方の情報を目的外に市が利用し直接その対象者の方に同意をされるか、名簿情報の提供を地域の方に名簿の情報提供をしてよいかという同意を対象者の方に取ることとなります。今までの待っていた手上げ方式よりもこちらから働きかけて同意をいただく同意方式のほうが、よりたくさんの方の情報が避難支援等関係者の方に提供できるのではと考えております。この制度を詳しく記載した計画を3月策定で最終調整を行っております。資料2の説明については、進捗の資料に戻って基本目標4、安心して利用できる福祉サービスの充実ということで、福祉に関わる権利擁護。高齢者、障がい者や児童の虐待・人権侵害防止に向けた啓発活動に取り組みますとのことで、高齢者、ケアマネ連絡会において「人権に関する倫理的ジレンマ」というテーマで高齢者の人権についての勉強会をケアマネ連絡会において開催しました。もう一つは自殺対策の強化月間の取組みの一環として、主に四條畷市をサービス提供地域とする介護保険事業所に従事する人を対象とした「ゲートキーパー養成講座」を開催しました。障がい者の分野では、一般市民及び関係者向けに障がい者虐待防止研修会を開催しました。児童の分野においては、民生委員児童委員協議会の定例会において地域における子育て支援についての講演会を行いました。次に、福祉サービスに関する市民の意見を把握し、改善に努めるということで、市が所管する社会福祉法人において、苦情解決体制整備と苦情解決体制の利用者への周知の徹底を推進します。苦情への適切な対応により、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援することが今年度の取組みです。本市が所管する社会福祉法人10法人中6法人の監査を行い、利用者からの苦情があった場合、どのような処理がなされているか苦情受付窓口として第三者委員等の周知を行っているか等の項目について確認致しました。利用者が安心して

て福祉サービスを利用し、利用者の意見や苦情について適切な対応がされていることを確認致しました。以上が、なわてみんなの福祉プランに関わる26年度の取組みについての説明です。以上です。

議長 ただいまの説明につきまして何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

山上委員 基本の目標のところでは基本的にはボランティアとNPOの活動等の支援となっている。これは基本的にはいつまで支援されるのですか。地域のボランティアで基本的にはどこまで支援されているのか。少しお聞きしたい。

事務局 地域福祉を担う人材の育成ということで基本目標2のところの期限というのは特に設けていません。福祉コミュニティセンターや福祉基金助成金により地域福祉の推進を図る団体に対しての支援を増していくというかたちで、場所の提供と福祉基金のほうでは事業をされる時の資金の支援をしています。

山上委員 この支援はどのような立場で入っていかれるのか。ボランティアの支援やNPO活動の支援ですか。市としてどのような立場で入っていかれるのか。事務局とかでよく言われる。長年事務局のままである事もあります。要はどのような立場で支援されているか。

事務局 福祉基金助成金申請団体で、市で事務局をしている団体はございません。福祉基金に関しては、この福祉基金助成金を活用して事業をしたいと申請をされた団体に対して審査をして、交付決定を行います。

山上委員 団体補助、事業補助、地域での補助金、運営補助金など、補助金と言っても様々な補助金がある。事業に対して、事業内容の計画が出された中でこういう事業をやるということで、申請をだされて、この事業にいくらの費用が必要かなど決まっているのですか。

事務局 福祉基金助成金につきましては、福祉基金助成金運営委員会がありまして、その中で決定を行いますが、前段階として各団体から事業計画を出していただいています。その中で自己資金がある団体もい

らっしゃるのでその部分を交付の部分に充てるか、収支、収入と支出として事業にかかる金額、予算を全て出していただき福祉基金運営委員会で審議を致しまして、決定という流れになります。

山上委員 助成金を出すにあたり、それは当然のことです。この中で支援と書かれている訳だから活動等の支援、助成金を出されたうえで支援する事がどういう位置づけで支援されているのか少し解りにくい。今まで私が見ているのは事務局のかたち。地域とか、まちづくり協議会とか200万円渡しますと事業をするにあたって地域に渡しているのだからいろんな部会を立ち上げてやっていくことで、基本的には地域がやること。本来は市があまり入ったら駄目です。地域に任せるのが本来のあり方。支援する必要はないのです。助成金を渡して、事業内容を出してもらっている。あとは地域でやりなさいというのが本来のあり方ではないか。そのうえ職員がそこへ入っていく事に私は疑問視している。どういう立場で入っていかれるのか。その事業内容について口出しするのか口出しできるのか、私には解らない。それについてはどうですか。

事務局 福祉基金助成金の交付団体につきましては、市の職員が事業を手伝う事はなく、純粹にボランティア団体から事業したいという提案があり、それに対しての金銭的な支援をさせていただく形式をこの福祉基金では行っている。

山上委員 助成金のほうは良い。お金を渡したうえで、支援するとなっている。市の職員が組織の中に入って支援する形になっている。どの立場でその中に入っていくのか聞きたい。課長、どうですか。

事務局 活動支援という表現を使っておりますが、実際は経済的な基金の運用の中で支援するだけです。また、活動団体がやるにあたってのご相談、こういう事業を考えているのだがどうしたら良いかといったことへのアドバイス、そういう支援は当然致しますが自主的に福祉団体がされる事業なので、そこへ行政が干渉することは全くない。あくまで自主的にされる事業に対して経済的に支援する。あと一点、福祉コミュニティセンターについては福祉活動をされる方が活動の拠点として、活用していただく施設ですので、そういう場の提供を現在致しております。今後も相談や場所の提供もボランティアが育

成するにあたっては当然必要なものなので場所の提供なども継続的に行い、活動を支援することでご理解願いたいです。

山上委員 その支援がわからない。いつまで続けるのか。あくまでボランティア、NPOというひとつの任意団体。任意団体に市が入っていくのか。職員足らないでしょ大変なでしょ。一所懸命仕事されて、いろんな仕事されて大変なのにボランティア団体やNPO等の任意団体まで職員が入っていくのかと聞いている。こういったことは条例か何かで決まっているのかと聞きたい。条例で決まっていないのなら問題がある。ボランティア団体やNPOは任意団体。それにずっと支援って、支援の意味がわからない。どこまでの支援なの、もうそろそろいいでしょ。どこかで任す、せめて助成金渡したところで貴方のところで地域でやりなさいと、本来ならばそうあるべき。アドバイス程度なら良い、アドバイスってどこまでのアドバイスかわからないが。地域の問題は地域にしてもらう。皆、自覚持ってやります。これをいつまで支援されるのか。まして人材の育成って書かれています何が育成するのか。人材はあくまでも主体的にならないと育成になりません。地域の育成はできません。ネットワークは絶対できません。入るのは最初だけで良いです。後はあなたのところでやりなさいと。どれだけの事業計画を立てて、例えばまちづくり協議会なんかに200万円ポンと渡している。いつまでも金は渡して。職員は給料もらって。職員がなぜ任意団体に入っていくのか疑問に思っている。おかしいでしょう、余裕があったら良いです。職員の方は仕事が大変、時間外にやっていることを知っている。その辺りを考えて根本的に支援の在り方を考えるべき。ボランティアやNPOの活動への支援という意味合いも私には解りません。なぜボランティアやNPOの活動に支援するのか市の人間が。職員が支援するのか、担当が支援するのか。明確に答えられますか。書いたものがあるなら出してください、この委員会に出していただきたい。

事務局 本当に福祉事務所の職場の状況を良く知っておられると思います。支援のなかでさせていただいている各団体への支援で、人的な支援は一切ありません。そういう意味では先程言いましたアドバイス、その程度は聞かれたら行政として社会地域福祉を担うかたちで当然支援する、その意味での支援。もう一点、経済的な支援。各自活動年間スケジュールなど出していただいて、やっておられる。この事

業をやりたいといった、特に経済的に支援が要るとのことでそこで初めて行政から支援させていただく。これは基金条例という条例に基づいて事業致しておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

山上委員 助成金については良い、事業があがってきているのだから。こういう事業やりますと。今、人的な支援はしないとやっているがアドバイスはどこまでをアドバイスするのか。ボランティア団体のほうからの要望があがってくるのか何件があがってきているのか、毎年あがってきているのですか。お金を出してまだ職員までその中に入っていくのか。これだけじゃありません。スポーツ振興も一緒ですが、もう何十年って事務局が入っている。そういう任意団体に職員来るのですか。市民サービスするのはわかりますが。ボランティア団体とかNPO団体になぜ活動の支援をするのですか、いい加減にしておきなさい。最初だけは良いです立ち上げるときは。ある一定の期間が経ったら外れる。あとはその地域に任せボランティア団体に任せ組織に任せて、あとは実際にやりなさい。駄目だったらもうやめてくださいということ。できなかつたらやめてくださいと。それをいつまでも支えていたら綺麗ごと。言葉で言えば綺麗だがこれをしていたら財政のないところでいつまでするのか。私たち市民の立場からいうと疑問視です。お金があるのだったらよらしい。職員が大変なのがわかっているから。福祉関係は、労働基準の違反で皆やっている。そんな中でやっているのに、なぜそこまでやるのですか。もういい加減にしないと駄目。今のままだと職場の人が大変、潰れてしまう。職員を守りたい、それをいつも言っている。生活福祉だけと違いますよ。この市の今の在り方に対して言っている。こういう施策は良いのかと。もういい加減にやめましょう。これを議員にも訴えていきます。これからもっと勉強してほしいと訴えていきます、全くわかってない、市長もわかっていません。だから言っているのです、市長へ来てくださいと。この実態をどこまで知っているのかという事を私が判理します。職員の仕事の中身をわかっているのか。大変な中でやられている。申し訳ないけど私、怒りに変わっている。なにも職員の人を言っているわけじゃない。こういう市の在り方に対して仕組みに対して。今の運営方法、条例に対して。条例があるか知りません、無いでしょ。支援に対する条例は絶対に無い。あるのなら出してと言っている。それなら私は認めます。で、変えていってもら。今のままだと職員は絶対倒れる。それだけで

す。

議 長 他にございませんか。はい、どうぞ。

湯元委員 最後の、旧制度と比較のところ対象者の部分が若干、高齢者の部分が変わっていると感じましたが。今、旧制度では217人の人が支援をお願いしていたが、新しい制度になってもこの人たちが手を挙げた場合は新制度でも全員網羅できている人たちなのですか。

事務局 はい。先ほど説明を端折って申し訳ありません。対象の人数は旧制度の申し出をされた方217名が今、登録されていまして新制度になりますと、手帳の所持者と障がい手帳を所持されている方と高齢者の要介護認定3～5の方で定義がなされていて、旧制度の217名の方については新制度の、市長が支援の必要を認めた者というかたちで、新制度に於いても名簿に掲載することが可能となります。新制度の対象にも当てはまらない方で地域の見守りのなかで、この方は災害時に一人で避難するのは難しいのではないかという方がおられた場合は、市長が市の支援が必要だと認めた者としての申請をしていただければ、この名簿の中に記載させていただくかたちで考えております。

議 長 他に何かご意見ご質問ございませんでしょうか。ないようですので、これで「なわてみんなの福祉プランについて」の審議は終了させていただきます。みなさん、ありがとうございました。

事務局 皆様慎重な審議をしていただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。ありがとうございました。